

341 医療体制の整備

34101 患者本位の医療の推進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	医療関係者や医療従事者が
	意図	患者の立場に立った医療提供を行っている

主な取組内容

1. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
2. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

1 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

(1) 施設数

(平成23年3月31日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
計	11	185	104	4	79	29
鈴鹿市	8	146	86	3	67	25
亀山市	3	39	18	1	12	4

(休止施設は内数)

(2) 病床数 (病院、診療所)

(平成22年10月1日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,293	569	0	0	1,351	373	292
鈴鹿市	2,038	569	0	0	1,251	218	245
亀山市	255	0	0	0	100	155	47
三重県	20,915	4,829	20	60	11,615	4,391	1,989

(3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	375	130		50	22	1,420	603	160	57
鈴鹿市	328	106	315	39	21	1,271	504	136	45
亀山市	47	24	44	11	1	149	99	24	12

医師、歯科医師、薬剤師については、従事先の届出数（平成20年12月31日）、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士については就業届出数（平成20年12月31日）

2 医療監視状況（桑名保健福祉事務所兼務職員により実施）

医療法等関係法令に基づき、鈴鹿保健福祉事務所管内の病院及び診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正且つ良質な医療を確保するための指導助言を行いました。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		11	11	100.0%
診療所	医科	(4) 190	(4) 48	100.0% 25.3%
	歯科	103	21	20.4%

※ 診療所の立入検査については、5年で一巡するよう20%以上の実施率を目標にしています。
平成22年度から診療所医科の中に助産所を含みました。
全施設数は、平成22年4月1日現在

34103 救急・へき地医療体制の整備

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目 的	対 象	医療を必要としている人が
	意 図	場所や時間を問わず適切な医療を受けている

主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。

1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかるとともにメディカルコントロール体制の実質的な調整を行い、傷病者の搬送途上の救命効果の一層の向上をはかります。

(1) 平成 22 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿県民センター、鈴鹿保健福祉事務所

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 22 年 5 月 17 日（月） 鈴鹿庁舎 47 会議室	(1) 管内における傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準作成に係る救急医療機関の対応可能状況調査の結果について (2) 救急医療対策における今年度の取組みについて
第 2 回 平成 23 年 3 月 17 日（木） 鈴鹿庁舎衛生教育室	(1) 報告事項 ・平成 22 年度の活動報告について ・鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会の活動報告について (2) 協議事項 ・災害医療対策について ・次期役員について

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

(1) 鈴鹿地域救急告示病院

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

名称	住所	電話番号
三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

3 救急医療に関する啓発事業

地域住民に対して救急医療に関する啓発を行い、関心度を高めます。

(1) 「救急医療シンポジウム」への協力

地域の救急医療体制向上を図るため、救急医療シンポジウムを亀山市と共催しました。

開催日・場所	内容
平成 23 年 2 月 6 日 (日) 亀山市文化会館	救急医療シンポジウム 市民の暮らしの安心・安全・を守る地域医療を目指して ～救える命を守るための連携と役割分担～ 主催：亀山市 共催：三重県、鈴鹿市、鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会 後援：亀山医師会、鈴鹿市医師会、三重県歯科医師会亀山支部 鈴鹿歯科医師会、鈴鹿地区薬剤師会、三重県看護協会

34105 骨髄バンク、臓器移植等の推進

(担当課：保健衛生室 衛生指導課及び地域保健課)

目的	対象	骨髄移植等を必要としている人が
	意図	適切な医療提供を受けている

主な取組内容

1. 休日ドナー登録をはじめとする骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。

1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

(1) 骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健福祉事務所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	1
------	---

(2) 休日臨時ドナー登録受付の実施

骨髄バンクを支援するボランティア団体「勇気の会四日市支部」と協働で臨時登録窓口を開設します。

開設日	場所	登録者数
平成22年11月7日(日)	鈴鹿医療科学大学の大学祭	16

2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

(1) 臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレット「臓器提供ご家族の手記」配布等で普及啓発を行います。

(2) 臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健福祉事務所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



34106 難病患者等の支援

(担当課：保健衛生室 健康増進課及び地域保健課)

目的	対象	難病患者等が
	意図	適切な医療提供・医療支援を受けている

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。
2. ハンセン病患者および元患者に対する啓発を行います。
3. 難病患者およびその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。
4. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者 (平成23年3月31日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	52	47	5

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第1回	平成22年 5月20日(木)～7月19日(月)	36
第2回	平成22年 11月4日(木)～12月24日(金)	32

イ 希望者健康診断者数

希望者数	0
------	---

ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	0	0	0	0	0	0

(3) 各種手当支給状況 (平成23年3月31日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
健康管理手当	33
保健手当(一般)	3
保健手当(増額)	0
介護手当	1
家族介護手当	3
葬祭料	3

*葬祭料については、平成22年度支払い件数

2 ハンセン病患者等支援事業

ハンセン病に対する正しい理解の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進をはかることを目的に、病気の予防と患者の救済に特別のご関心を寄せられた貞明皇后の御誕生日である6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを「ハンセン病を正しく理解する週間」として定められています。

3 難病対策事業

難病患者および原爆被爆者への医療費助成や福祉サービスを支援します。

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患として指定された56疾患について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成23年3月31日現在)

	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	24
2	多発性硬化症	42
3	重症筋無力症	33
4	全身性エリテマトーデス	98
5	スモン	3
6	再生不良性貧血	23
7	サルコイドーシス	42
8	筋萎縮性側索硬化症	29
9	強皮症、皮膚筋炎又は多発性筋炎	106
10	特発性血小板減少性紫斑病	62
11	結節性動脈周囲炎	14
12	潰瘍性大腸炎	256
13	大動脈炎症候群	15
14	ビュルガー病	8
15	天疱瘡	16
16	脊髄小脳変性症	50
17	クローン病	69
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1
19	悪性関節リウマチ	8
20	パーキンソン病	281
21	アミロイドーシス	5
22	後縦靭帯骨化症(黄色靭帯骨化症含む)	79
23	ハンチントン舞蹈病	3
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	28
25	ウェゲナー肉芽腫症	2
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	121
27	多系統萎縮症	14
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	1
29	膿疱性乾癬	4
30	広範脊柱管狭窄症	7
31	原発性胆汁性肝硬変	35
32	重症急性膵炎	3
33	特発性大腿骨頭壊死症	12
34	混合性結合組織病	16
35	原発性免疫不全症候群	1
36	特発性間質性肺炎	17
37	網膜色素変性症	41
38	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
39	原発性肺高血圧症	3
40	神経線維腫症	6
41	亜急性硬化性全脳炎	1

42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	3
44	ライソゾーム病(ファブリー病含)	0
45	副腎白質ジストロフィー	2
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
47	脊髄性筋萎縮症	1
48	球脊髄性筋萎縮症	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	10
50	肥大型心筋症	0
51	拘束型心筋症	0
52	ミトコンドリア症	0
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
55	黄色靱帯骨化症	5
56	間脳下垂体機能障害	13
計		1,616

* 46~56は、平成21年10月1日から特定疾患治療研究事業に追加される

(2) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれています特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成23年3月31日現在)

疾患名	受給者証交付件数
第I因子(フィブリノゲン)欠乏症	1
第II因子(プロトロンビン)欠乏症	0
第V因子(不安定因子)欠乏症	0
第VII因子(安定因子)欠乏症	0
第VIII因子欠乏症(血友病A)	3
第IX因子欠乏症(血友病B)	4
第X因子(スチュアートプラウア因子)欠乏症	0
第XIII因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	0
Von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病	2
第XI因子(PTA)欠乏症	0
第XII因子(ヘイグマン因子)欠乏症	0
計	10

(3) 肝炎治療特別推進事業

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療にかかる医療費(保険適応分)の自己負担分の一部を公費で助成します。

ア 肝炎種別人数

B型慢性肝炎	C型慢性肝炎	代償性肝硬変	計
68	35	(8)	103(8)

イ 肝炎インターフェロン治療受給者の状況（新規）

(7)男女別人数

男性	女性	計
22	13	35

(イ)年齢別人数

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
2	8	6	5	10	4	0	35

ウ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（新規）

(7)男女別人数

男性	女性	計
47	21	68

(イ)年齢別人数

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
1	6	18	27	13	2	1	68

エ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（更新）

(7)男女別人数

男性	女性	計
30	13	43

(イ)年齢別人数

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
1	5	12	20	4	1	0	43

4 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、特定疾患患者に適切なサービスを提供できるように支援体制の整備をはかります。

(1) 鈴鹿地域特定疾患地域ケア会議の開催

地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のために普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークを構築します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿病院、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、訪問看護ステーション、鈴鹿亀山地区広域連合、地域包括支援センター、三重県難病医療連絡協議会、三重県難病相談支援センター等

開催日・場所	議題
平成 23 年 2 月 10 日(木) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	1. 管内における特定疾患医療受給者の状況・難病対策事業実施状況の報告 2. 三重県における難病対策について報告 3. 難病医療連絡協議会活動報告 4. 三重県難病相談支援センター活動報告 5. 講話「神経難病とは？」 講師 国立病院機構 鈴鹿病院長 小長谷正明氏 6. 意見交換「各関係機関の現状と課題について」

(2) 医療相談事業

医療・療養生活・リハビリ・栄養等について、気軽に相談できる場を提供しています。

科目	回数	相談者数
神経・筋系	1	31

(3) 患者・家族交流会への支援

患者及び家族が、集いを通じて病気の知識を深めQOLを高めながら意欲的な療養生活を送れることを目的として開催されている患者・家族交流会を効果的に運営できるよう支援します。

開催回数	12
------	----

(4) 相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数 (件)
面接による相談件数	1, 471
電話による相談件数	567
家庭訪問件数	37

(5) 人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、ALS等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え在宅支援を支えていくためには、専門職の支援が必要です。その支援に携わる保健、医療及び福祉関係職員等の資質の向上を目的として医療福祉従事者研修を行いました。

実施日・場所	内容	参加人数
平成 22 年 10 月 27 日 (水) 独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院	講義①「神経難病とは？」 鈴鹿病院 院長 小長谷正明氏 講義②「神経・筋原性疾患の歩行と嚥下障害に対してのリハビリテーション」 鈴鹿病院 運動療法主任（理学療法士）白石弘樹氏 講義③「神経難病患者看護」 鈴鹿病院 神経難病棟棟師長 西治世氏 看護の実際の見学（人工呼吸器管理・経管栄養・コミュニケーションツールなど） 中央病棟の見学 ディスカッション「病院と地域との連携について」	22 人 (訪問看護師 1 人 介護支援専門 員 21 人)

34107 医療分野の人材確保

(担当課：保健衛生室 企画福祉課、健康増進課及び地域保健課)

目的	対象	医療機関が
	意図	必要な人材を確保している

主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健福祉事務所実習指導を実施します。
3. 新医師臨床研修制度に基づき、研修2年目の医師に対して地域保健分野として保健福祉事務所研修を実施します。

1 保健師配置状況

(平成22年4月1日現在)

計	鈴鹿保健福祉事務所	鈴鹿市	亀山市
45	7	25	13

2 看護学生等の保健福祉事務所実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
三重県立看護大学（保健師等）	3	1	8
三重大学医学部看護学科（保健師等）	4	1	9
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	6	2	10
至学館大学（管理栄養士）	2	1	5

3 新医師臨床研修医の受入れ状況

「地域保健・医療」の研修の場として研修医を受入れます。（医師法第16条の2）

所属病院名	研修医数	研修日間（一人当たり）	延べ受入れ日数
鈴鹿中央総合病院	8	5	40
鈴鹿回生病院	2	5	10

343 高齢者保健福祉の推進

34301 介護保険制度の円滑な運営

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	要支援・要介護高齢者が
	意図	介護保険による必要なサービスを利用している

主な取組内容

1. 介護保険者への指導及び支援、介護サービス事業者等への指導及び支援、認定審査会委員現任研修の実施、介護保険審査会での要介護認定に係る不服申し立ての審査を行います。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

(1) 介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成11年6月1日設立）

(2) 指定居宅・施設介護支援事業者数

(平成23年3月31日現在)

	事業者数	定員(床数)
指定居宅介護支援事業者	59	—
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10	630
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	520
介護療養型医療施設（療養型病床群）	3	241

(3) 介護保険認定審査会委員現任研修の開催

幅広い知識と実践方法を習得することによる資質向上を目的に実施します。

開催日・場所	内容	参加者数
平成23年2月18日（金） 鈴鹿庁舎4階46会議室	講演：認知症 診断と治療のポイント 講師：東員病院 村瀬 澄夫 氏	42

(4) 介護保険審査会への審査請求件数

要介護認定に対して審査請求があった場合は、介護保険審査会の公益代表委員3名からなる合議体において審理し、裁決します。

審査請求件数	3
--------	---

344 障がい者保健福祉の推進

34402 障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	障がいのある人が
	意図	地域で活動できる環境が整っている

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で利用する日中活動系サービスの施設整備を促進します。
2. 福祉サービス事業者が障害者自立支援法に基づく新体系に円滑に移行できるように支援します。
3. 精神保健福祉に携わるボランティアの育成に取り組みます。

1 社会福祉施設数

	計	鈴鹿市	亀山市
身体障害者福祉施設	1	1	0
市障害者生活支援センター	1	1	0
身体障害者入所授産施設	0	0	0
身体障害者通所授産施設	0	0	0
知的障害者福祉施設	3	3	0
知的障害者入所更生施設	1	1	0
知的障害者通所更生施設	1	1	0
知的障害者通所授産施設	1	1	0
障害者小規模作業所	6	4	2

2 障害者自立支援法による事業所数

	計	鈴鹿市	亀山市
療養介護	1	1	0
生活介護	9	9	0
自立訓練	1	1	0
就労移行支援	2	2	0
就労継続支援	13	12	1
居宅介護（ホームヘルプ）	28	26	2
短期入所（ショートステイ）	0	5	0
児童デイサービス	1	1	0
ケアホーム・グループホーム（一体型）	4	4	0
指定相談支援事業所	1	1	0

34404 精神障がい者の保健医療の確保

(主担当：保健衛生室 地域保健課)

目的	対象	精神障がいのある人が
	意図	地域で安心して暮らしている

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

(1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	788	525	105(8)	158

* ()は、こころの健康相談：4月を除く偶数月第3水曜日 13:30~16:00

6・10・2月は鈴鹿市、8・12月は亀山市にて実施

(2) 精神障がい者社会復帰推進

ア 精神障がい者デイケアの開催及びサロン（談話会）への支援

昭和63年度から、社会復帰事業として実施してきた保健所精神障がい者デイケアは、近年関係法令の整備、特に平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、地域の社会資源も整備されて、市町が中心となりサービスを提供することとなり、また保健所精神障がい者デイケアの利用者も、社会復帰を目指すより「居場所」としての目的での参加が多くを占めるようになりました。

こうした経過の中で、「社会復帰事業」としての保健所精神障がい者デイケアの役割は終わったものと考え、平成20年度を持って終了し、平成21年度からは、名称を「コスモス」として事業の運営を鈴鹿市、亀山市に引き継ぐ期間として開催しています。

2 精神障がい者地域生活支援事業

精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

(1) 家族支援

ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	参加者数
奇数月：第2木曜日、 偶数月：第3水曜日 年12回 (内1回は家族研修会)	1. 家族会会員同士の交流 2. 座談会（津地域家族会活動報告を受けて） 3. 研修会 平成22年11月11日（木） テーマ：薬を飲まないときの対応 講師：鈴鹿厚生病院 精神科医 中澤 恵太 氏	管内の家族8人 (延べ48人)

イ ひきこもり家族交流会の開催

開催回数	内容	対象・参加者数
偶数月 第1木曜 年5回	1. 家族同士の交流 2. 視察研修 平成22年10月2日（土） 視察先：NPO法人なでしこの会 居場所「田中邸」 3. 研修会 平成23年2月3日（木） テーマ：その人なりに歩む道筋への展望 講師：NPO法人なでしこの会 訪問相談員 熊倉 純一 氏	管内及び北勢地域の家族 9家族（延べ61名）

(2) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかるために開催します。

構成員：管内精神科医療機関、就労継続支援事業所、障害者総合支援センターあい、ジェイエイみえ会、三重障害者職業センター、家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署

開催日・場所	内 容
平成 22 年 5 月 27 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 1 回委員会 *出席者 21 名 ・ 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会設置要綱の改正について ・ 平成 21 年度実績および平成 22 年度計画について ・ 各所属からの情報提供 (家族会、鈴鹿公共職業安定所 他)
平成 22 年 7 月 28 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 1 回担当者部会 *出席者 23 名 ・ 三重県における精神障がい者地域移行支援事業について ・ 各所属からの情報提供 (障害者総合相談支援センターあい 他)
平成 22 年 9 月 29 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 2 回担当者部会 *出席者：43 名 研修会 テーマ：法的介入の必要な精神疾患及び精神症状等その対応について ～精神保健福祉法第 23 条、24 条、34 条を中心に～ 講 師：県障害福祉室 馬野 隆司 氏 鈴鹿警察署 生活安全課 荒川 直彦 氏 鈴鹿厚生病院 精神科医 金原 伸一 氏
平成 22 年 11 月 24 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 3 回担当者部会 *出席者 20 名 事例検討会 テーマ：福祉サービスを利用し、地域定着支援が必要な事例対応について 提供者：鈴鹿厚生病院 PSW 斎藤 綾子 氏 アドバイザー：こころの健康センター 三上 政和 氏
平成 23 年 3 月 10 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 2 回委員会 *出席者 14 名 ・ 平成 23 年度事業計画について ・ 各所属からの情報提供 ・ 研修会 *出席者 38 名 テーマ：ひきこもり支援の「知」と「こころ」 ～緩やかな流れに乗れば見えないものが見えてくる～ 講 師：桔梗が丘四番町診療所 CP 北田 義夫 氏

(3) 精神保健福祉ボランティアの育成

地域で活動しているボランティアが、精神障がい者等に関して理解を深めることによって、その活動をより実践的に取り組めるよう人材育成に取り組めます。

ア 精神保健福祉ボランティア「ベルの会」定例会への出席

開催日・場所	内容	参加者数
平成 22 年 5 月 7 日(金) 鈴鹿市役所 西館	(総会) 平成 21 年度の活動報告及び、平成 22 年度の計画について	17 名
平成 22 年 10 月 22 日(金) 鈴鹿市 青少年の森	芋煮会	105 名

(4) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
8 回 (8 ケース)	処遇困難ケースについて	鈴鹿厚生病院 CW、担当医師、市職員、社協在宅介護支援センター、ヘルパー、障害者総合相談支援センター、保健福祉事務所職員

イ 同行訪問

件数	4
----	---

ウ 自立支援協議会精神部会への出席

出席回数	12
------	----

エ 関係職員スキルアップ研修

開催日・場所	内容	参加者数
平成 22 年 9 月 18 日 (土) 県四日市庁舎	SST 入門講座	23 名
平成 22 年 12 月 10 日 (金) 県鈴鹿庁舎	多職種連携会議における「発言する力」および「進行のスキルについて学ぼう！	90 名
平成 22 年 12 月 11 日 (土) 県四日市庁舎	SST 応用講座	23 名
平成 23 年 2 月 27 日 (日) 県鈴鹿庁舎	WRAP を知ろう in みえ	69 名
平成 23 年 3 月 10 日 (土) 県四日市庁舎	SST 応用講座	10 名

3 通院患者リハビリテーション事業

通院治療中の精神障がい者が、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養をはかるため、一定期間事業所で社会適応訓練を受けることにより、再発防止と社会的自立を促進します。

(1) 管内の登録事業所 8事業所

事業所名	住所	利用者数
(有) ベルクリーン	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	3
(株)丸加運輸	鈴鹿市須賀町 753-2	0
(株)マルマツナーセリー	鈴鹿市下大久保町 755	0
(株)ALIVE	鈴鹿市江島本町 27-22	0
(株)エビス.カンパニー.	鈴鹿市算所 2-6-17	2
(株)大地の耕作人	鈴鹿市道伯町 2512	1
グリーンクラフト(内田農園)	亀山市能褒野町 43-3	3
イシイナーセリー	鈴鹿市住吉 4-14-34	0

4 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医で受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

(1) 精神保健措置事業

ア 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院措置件数
法第 23 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 24 条通報（警察官の通報）	18	13	8
法第 26 条の 2 届出（精神科病院管理者の届出）	0	0	0
計	18	13	8

イ 措置入院患者数

	計	男	女
新規措置患者数	8	5	3
措置解除患者数	8	5	3
措置継続患者数	1	1	0

(2) 精神障がい者通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を負担します。（有効期間：1年間）

ア 受給者証の交付者数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	3,008	2,531	477

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。（有効期間：2年間）

ア 精神障害者保健福祉手帳所持状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	96	80	16
	2 級	543	445	98
	3 級	184	152	32
計		823	677	146